

大阪府環境保全活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、大阪府環境基本条例(平成6年大阪府条例第5号)に基づき、府民、事業者で組織する民間団体(以下「団体」という。)の豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、大阪府環境保全基金を活用して予算の定めるところにより、他の模範となる環境保全活動等に対し、大阪府環境保全活動補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和45年規則第85号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下、「補助事業者」という)は、豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を行う団体のうち、次の各号をみたすものとする。ただし、政治活動・宗教活動もしくは営利事業を目的とする団体は対象外とする。

- (1)主として府内で活動する団体であること。
- (2)定款、寄附行為又は規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができること。
- (3)独立した経理の機能が確立していること。
- (4)代表者が明らかであること。
- (5)団体の本拠としての事務所を府内に有すること。
- (6)団体及び構成員が、次に該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員もしくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

イ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

ウ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下、「補助事業」という)、経費及び補助額は、表のとおりとする。ただし、次の各号に該当する事業は対象としない。

- (1)国又は地方公共団体等から補助金を受けるもの。
- (2)補助事業者が事業の実施主体(主催)となっていないもの。
- (3)補助事業者の組織の運営・維持を目的とするもの。
- (4)過去3年間に於いて本補助金の交付対象事業に採択された後、中止、又は廃止した事業と同様の事業。
ただし天災地変その他補助を受けようとする団体の責めに帰することのできない事由によるものと知事が認める場合はこの限りではない。

対象事業	「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」「健康で安心な暮らし」「魅力と活力ある快適な地域づくり」につながり、成果が広く府民に還元される次に掲げる活動。 ①実践活動 ②教育啓発活動 ③調査研究活動
対象経費	補助事業の実施に直接必要な次に掲げる経費(団体の管理・運営経費を除く。) 謝金、旅費、消耗品等の購入費、印刷費、役務費、使用料及び賃借料
補助額	補助対象経費の2分の1以内とし、1団体当たりの補助金の限度額は下限5万円、上限35万円とする。

(補助回数)

第4条 同一団体が実施する同一の活動に対する補助は、原則3回を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(1)大阪府環境保全活動補助金交付申請書(様式第1号)

(2)事業計画書(様式第2号)

(3)収支予算書(様式第3号)

(4)団体に関する調書(様式第4号)

(5)補助事業実績報告書(様式第4の2号)

(この要綱に基づき過去10年度以内において、本補助金交付を受けた実績のある団体に限る)

(6)定款、寄附行為又は規約等

(7)役員名簿

(8)規則第2条第2号に関する要件確認申立書(様式第4の3号)及び暴力団等審査情報(様式第4の4号)

(補助金交付の決定及び通知)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会の審査を踏まえ、規則第5条の規定により補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、交付決定額その他必要な事項を当該団体に通知するものとする。

3 知事は、補助金の不交付を決定したときは、補助金の不交付の旨を当該団体に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付にあたっては、次の条件を付するものとする。

(1)補助事業に要する経費の配分の変更(事業計画及び補助金の交付決定額に変更をきたさないものを除く。)、又は補助事業の内容の変更(当初の事業との同一性が認められるものを除く。)をする場合は、あらかじめ、大阪府環境保全活動補助金補助事業経費配分(内容)変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、承認を受けること。

(2)補助事業を中止、又は廃止する場合は、あらかじめ、大阪府環境保全活動補助金補助事業中止(廃止

- ）承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、承認を受けること。
- (3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4)補助事業者は、経費支出にあたり、複数の見積を取得し比較検討するなど経費削減に努め、適切な支出を行うこと。
- (5)補助事業者は、交付対象事業についての収支帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類等を補助事業が完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して10年間保存すること。

(実績報告)

第8条 第6条第2項の通知を受けた団体は、補助事業の完了した翌日から起算して30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1)大阪府環境保全活動補助金補助事業実績報告書(様式第7号)
- (2)事業成果報告書(様式第8号)
- (3)収支決算書(様式第9号)
- (4)その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、前条の実績報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、当該団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の通知を受けた団体は、所定の期日までに大阪府環境保全活動補助金交付請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の交付請求書に基づき、当該団体に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条 知事は、規則第8条及び第15条第1項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)補助事業者が第2条の第1号から第6号のいずれかに該当しないこととなったとき。
 - (2)補助事業が第3条の第1号から第3号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3)補助事業者が、規則その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わないとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。ただし補助事業者が補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後に前項第1号に該当することとなった場合を除く。
- 3 規則第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。
- 4 知事は、第1項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、規則第16条及び第17条の規定により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪府環境保全活動補助金交付要綱第6条第1項の規定により補助金の交付を決定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪府環境保全活動補助金交付要綱第6条第1項の規定により補助金の交付を決定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪府環境保全活動補助金交付要綱第6条第1項の規定により補助金の交付を決定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪府環境保全活動補助金交付要綱第6条第1項の規定により補助金の交付を決定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月 21 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の大阪府環境保全活動補助金交付要綱第6条第1項の規定により補助金の交付を決定した補助事業については、なお従前の例による。